

熱海市道舗装補修及びパトロール等業務委託特記仕様書

第1条 目的

熱海市道舗装補修及びパトロール等業務委託 特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、道路舗装の異常に対して迅速かつ適切な措置を講じ、安全で円滑な交通の確保を図るため、舗装補修及び道路パトロール等による維持管理業務に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 対象とする道路と範囲

この仕様書に基づき実施する道路の対象は初島を除く市道とし、補修業務は指示があった場合には認定外道路についても行うこととする。

第3条 業務の種類と内容

実施する業務は、舗装補修及び道路パトロールとし各業務の内容は次のとおりとする。

1. 舗装補修業務

局所的な路面の劣化や破損箇所に対する舗装補修等の作業であり、道路管理者からの指示やパトロールの結果報告を受け、パッチング、軽微な打換え、目地シール注入等その都度実施するものとする。

2. パトロール業務

主に熱海市道1級路線ほか幹線道路を月1回のパトロール業務を行い、異常があった場合には速やかに報告し、応急対応を行う。

第4条 業務報告

報告は月1回とし、実施した補修の位置図、見積もり（数量および契約単価による積み上げ金額）着手前・完了後の写真、パトロール実施内容を提出することとする。

第5条 委託料の支払い

委託料の支払いについては、実際に実施した業務の金額に基づいて月締めにて支払うものとする。

第6条 その他

仕様書に定めのない事項について疑義等が生じた場合は協議するものとする。